

工事及び測量，設計等に係る入札参加制限等について

管理者決定 平成18年12月28日

改正 平成29年6月30日，令和元年6月27日

1 趣旨

京都市交通局が発注する工事（建設業法第2条第1項に定める建設工事をいう。）及び測量，設計等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の参加者間に一定の資本関係又は人的関係のある場合には競争入札の適正さが阻害される恐れがあるため，一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（共同企業体にあつてはその構成員）の同一の競争入札への参加について，次のとおり一定の制限を加えて公正な競争入札の執行を図る。

2 制限事項

- (1) 同一の競争入札に参加しようとする複数の者の関係が3に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合には，競争入札への参加は認めないものとする。
- (2) 基準に該当する者のした入札は，入札に関する条件に違反した入札として京都市交通局契約事務規則第7条の2第13号に基づき無効とする。
- (3) 競争入札により落札者を決定した場合において，契約を締結するまでの間に，落札者の基準に該当する事実が判明した場合は，契約を締結しないものとする。
- (4) 仮契約を締結した場合において，本契約を締結するまでの間に，仮契約の相手方の基準に該当する事実が判明した場合は，仮契約を解除するものとする。
- (5) 第2号，第3号及び第4号の場合において，基準に該当する者については，京都市交通局競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づき競争入札参加停止を行うものとする。

3 基準

次の各号のいずれかに該当する場合。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし，アについては，会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち，次に掲げる者をいう。以下同じ。）が，他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし，次に掲げる者を除く。

- a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- (イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社，合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - (エ) その他業務を執行する者であって，(ア)から(ウ)までに掲げる者に準ずる者
- イ 一方の会社等の役員が，他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が，他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

附 則

この取扱いは，平成19年1月4日から実施する。

附 則（平成29年6月30日決定）

（実施時期）

1 この取扱いは，平成29年7月1日から実施する。

（適用区分）

2 この要領による改正後の工事に係る入札参加制限等についての規定は，この要領の実施の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る競争入札について適用する。

附 則

（実施時期）

1 この取扱いは，令和元7月1日から実施する。

（適用区分）

2 この取扱による改正後の工事に係る入札参加制限等についての規定は，この要領の実施の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る競争入札について適用する。